

Zur Struktur der Literaturforderung in Deutschland [1]

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/987

ドイツにおける公的文学振興の構造 [I]

中　祢　勝　美

0. 序

ハンブルク在住の作家多和田葉子氏が、或る雑誌のインタビューに応じ、日本に一番持ち帰りたいのは、「文化を援助する」という考え方です。例えば文学などを、それが後に経済的利益をうまなくとも、国として援助しなければならないという発想です」と述べている¹⁾。発言の意図を汲んで補足修正を加えるなら、彼女が言う「文学に対する国の支援」は、主に「職業作家、およびこれをを目指している作家に対する、国や地方自治体による公的支援」を指す。ともあれ、母国語と非母国語の両方による創作活動の拠点を敢えて国外に選んだ彼女が、「作家として」日々関わらねばならない環境の差異に対して意識的になるのは自然なことであろう。確かに、日本でも80年代後半以降、自治体や企業、財団等による芸術文化振興活動が盛んになり、その限りでは文化を支援するという発想は我々にとって目新しいものではなくなってきた。だが、こと文学（とりわけ作家）に対する振興に関しては、常に音楽、美術、演劇等の後塵を拝してきた感があり、文化経済学の分野でも本格的に論じられたことは殆どない。僅かな参考資料の一つに、全国の職業芸術家を対象に実施されたアンケート調査²⁾があるが、それだけを見ても、他の芸術分野に比べて、職業文芸家の助成受給経験率は顕著に低く、また助成そのものを不必要とする非好意的な見解も際立つ³⁾など、文学は、我が国の芸術文化振興の対象としては非常に陰が薄く、また作家の意識も特異である様子が窺える。

ところで、冒頭の引用とは全く矛盾するようだが、この分野の第一人者と言ってよい、Fohrbeck, Wiesand の両氏によると、ドイツにおいても文学は、公立図書館を別とすれば最も振興が遅れた分野だという⁴⁾。公的文学振興に対するこれらの評価はいずれも相対的なものであって、どちらかが誤りという訳ではない。とすれば、ドイツでも芸術文化支援全体のなかでは文学が最も遅れているものの、日本との間には相当な開き、特に質的な相違がある、というのが実際のところだろうか。

では、ドイツにおける公的文学振興策は、具体的にはどのような措置を指すのか。また、それはいかなる政治的、文化的、社会的要請の中で整備されるに至ったのか。さらに、連邦政府と地方自治体ではどのような役割分担があるのか。本稿では、文化政策の展開を視野に置きつつ、主に70年代以降のドイツにおける公的文学振興の構造を明らかにするとともに、特に公的文学振興としての機能も果たしている一部の文学賞が過去20年の間にどのように変質してきたのか、という問題についても検討したい。

但し、誤解を避けるために断っておくと、文学に対する公的支援の正当性を前提としたうえで、ドイツのモデルを日本でも導入するよう提唱することが本稿の狙いではない。寧ろここで関心の出発点になっているのは、経験的文学研究 (*Empirische Literaturwissenschaft*) における「文学システム」の観点である。ごく大雑把に云えば、それは、創作、出版、受容、批評等の活動が相互に影響を及ぼし合い、動的に織りなされる社会現象の一つとして文学を捉える立場と言ってよい。この視点から、公的文学振興のメカニズム、ならびにそれが文学システムのなかで果たしている役割を分析する作業は、少なくとも二つの問題提起を孕んでいる。一つは、文学システムとその外部との作用関係に関わる。すなわち、国家や貴族といった社会的支配層が、時には保護者として、また時にはその裏返しである検閲や規制の主体として文学に関与してきた中世以来の歴史のなかに、今日の文学振興をどう位置づけるか、という問題。もう一つは、文学システムの国際比較から見た問題である。我々が鑑賞・研究の対象として作家や作品を選ぶ際には、当人にはっきりと意識されなくとも、メディアや学校教育、人的交流等を通じて入り込んでくる文学に関する情報が、各人の関心や必要の篩にかけられている。その意味で、ここで論ずるテーマは、文学に関する情報の絶対量だけでなく、経路の質という点でも我が国のそれとは相当なずれをもつ、異文化としての外国文学の現象を、より実態に即した姿で捉えるための手がかりになると思われる。

1. 連邦制と「文化高権」

各国の芸術文化支援は、その主たる担い手により二つのタイプに大別されるのが通例のようだ。一つは、芸術文化支援を広い意味での公益事業に位置づけ、行政がそのイニシアティヴを取る「官主導型」で、西欧諸国、とりわけ北欧諸国に多く見られる。もう一つは、芸術文化支援を企業や個人の自由意志に委ね、政府の介入は税制の優遇措置などの間接的支援に抑えた「民間

「主導型」で、米国がその典型である。ドイツは前者に属するが、同じ官主導型でも、例えば文化に対する国家の関与の度合が大きい「国家主導型」のフランスとは異なり、州や市町村が主導権を握る「地方分権型」とされる。確かにドイツでも80年代後半辺りから、民間企業による芸術文化支援活動(メセナ)や、財政面では行政に依存するが管理運営は独立している非営利組織による文化支援が活発化してきてはいるが、その規模は国や地方自治体等による公的支援に比べてまだ小さいのが現状である。

さて、参考までに公的文化支出を挙げておくと、ドイツの公的文化支出総額は97億1800万マルク(1989年)で、3つの行政レベルがこの支出に占める比率は、連邦政府2%，州40%，市町村58%となっている⁵⁾。またこのうち特に文学に関する公的支出の内訳は、連邦政府5%，州40%，市町村55%⁶⁾となっており、連邦政府の占める割合が若干高いものの、文化支出全体の比率にほぼ対応していることから、地方分権の構図は、文学の領域にも妥当すると見てよい。従って、ドイツにおける文学に対する種々の支援の実態やその構造を明らかにする際、公共体(*öffentliche Hand*)、とりわけ地方自治体レベルでどのような施策が、いかなる理念のもとで行われているのか、について調べる必要がある。この問題は後に譲ることにして、その前に、国家レベルにおける文化(文学)政策の基本理念や振興の領域について概略を擱んでおこう。

周知のように連邦制を採択しているドイツでは、基本法第30条により、文化に関する権限が、連邦政府ではなく、州に保障されている。一般に「文化高権」(Kulturhoheit)⁷⁾と呼ばれるこの法概念の根底には、多数に分立した領邦国家がそれぞれ独自に芸術文化を保護・育成してきた近世以来の伝統と、ナチス政権下における、国家の極端な文化統制に対する反省という二つの歴史が混在している。また、芸術・学問の自由を規定した法についても、ヴァイマル憲法第142条に盛り込まれていた、国家による芸術の「保護」ならびに「奨励」の文言が基本法第5条3項では削除されているが、これも国家による文化操作の危険を極力抑えようとする意図によるものと解してよい。実際、連邦政府には文部省に相当する省庁がなく、全国的な文教施策は各州の文部省の長で構成される「諸州文部大臣会議」(Kultusministerkonferenz)において、審議・決定されることになっている。

もちろん、実際には連邦政府も芸術文化に関与している。本稿が扱う70年代後半以前について見ると、連邦政府が関与していた領域は主として五つある。この区分に、文学に関連する代表的な機関、措置をあてはめるとほぼ以

下のようになろう。なお、機関によって領域に重複があるのは言うまでもない。

- ①対外的・国際交流上重要な機関（ゲーテインスティテュート、ドイツ学術交流会等）
- ②文化財の保護・育成（シラー国立博物館、マールバッハ国立文書館等）
- ③特定地域に限定されない文化施設の維持・拡充（ゲーテ博物館、国立図書館等）
- ④国内・外の芸術文化活動の実態を把握する調査機関（ボンの文化研究センター等）
- ⑤芸術活動の保護に資する制度（連邦基本法、著作権法等）

これらの活動に関わっているのは、外務省や、とりわけ内務省だが、複数（ないし総て）の州に関わる事項の予算は、州との共同で支出されているケースも多い。また市町村は、行政単位として州の下位にあって、州の掲げる課題の遂行にあたるが、同時に、独立した行政単位として独自の活動も行っている。この意味で、実質的には文化高権は州だけではなく、市町村にもあると考えられている。

では、州や市町村に、積極的な文化振興を謳った文化振興法のようなものがあるかというと、そのようなものは、Nordrhein-Westfalen 州など、ごく一部の例外を除いて存在しない⁸⁾。このように、「文化を振興する実定法は存在しなくとも、<文化高権>が、国家による文化の一元的統制を抑制し、地域レベルでの多様な文化活動を促進してきた」⁹⁾ことは確かである。ただ現実には、連邦政府、州、市町村の三つの行政レベルにおける権限の区分は、必ずしも明確に規定されているというより、むしろ重複したり分散していると捉えるべきであろう。

2. 社会政策としての Neue Kulturpolitik

ドイツでは国や自治体が文化振興の主導権を握っている以上、そこには当然ながら文化政策の問題がある。種々の振興策が目に見える形として現れてくるのは 80 年代に入ってからだが、文化政策に関する議論はむしろ 70 年代において噴出した。ここでは、行政は文化をどのようなものとして捉えていたのか、文化振興に際して自己が果たすべき役割をどのように見ていたのか、文化振興を通じて何を達成しようとしていたのか、について考えてみたい。

Fohrbeck / Wiesand は、戦後の文化政策におけるターニングポイントを 1970 年としている¹⁰⁾。この年、連邦議会では CDU / CSU 派の議員が、芸

術家および作家の実態調査を実施するよう動議を提出し、全党派による支持を得た。翌年作成された報告書は、この動議の提出根拠を次のように述べている。「種々の自由業に従事している人々と違って、芸術を職業にしている人は、数も少なく、組織への加入率も低いために、経済政策や社会政策に関する願望や要求があっても、なかなかそれを世間に知ってもらえない」¹¹⁾。これにより、職業芸術家・作家の社会的・経済的状況の改善が連邦政府の課題として初めて認識されるようになった。だが、この年が「文化政策の転機」と呼ばれる真の理由は、この認識の変化によって、たとえそれが振興という形であれ、国家による文化領域への介入の正当性という、より基本的な問題が改めて問われる契機となつたためである。具体的には、先に触れた、国家の文化介入を可能な限り抑制しようとする「文化高権」や「芸術の自由」をどのように扱うのか、という問題である。

この問題に対する明確な答えがどの程度最初から用意されていたのかどうかは定かではない。しかし、先の動議を受けて作成された『フリーの著述家の経済状況調査』(1972)¹²⁾や『芸術家の職業の経済的・社会的状況に関する連邦政府報告書』(1975)¹³⁾を通じて、一般の被雇用者(Arbeitnehmer)に比べて、いわゆる「フリーの」芸術家が劣悪な生活状況に置かれている実態は今や誰が見ても明白な事実となり、連邦政府としてもこの事態を放置することはもはやできないところまで来ていたのである。

文学の領域でも、60年代後半以来、作家が置かれた状況は非常に深刻化していた。とりわけこの時期に出版界の集中化が先鋭化した—1970年に出版された30,000点以上の書籍のうち、68%が全出版社の6.5%から出ている¹⁴⁾—結果、文学作品の創作による収入のみで生計をたてられる作家はますます例外的存在になっていた。その分、創作以外の活動による収入への依存度は増したが、それらの「副業」(但しこれは必ずしも収入上の「副」ではない)は、ラジオやテレビ向けのルポライター、コメンティター、インタビュアー等の実務色の濃い労働であることが多く、一面では作家の活動領域の拡大に繋がったものの、全体としてはマスメディアに対する依存度を却って増すことになったのである。およそ「自由な作家」(freier Schriftsteller)とは対極にある、こうした「文化産業の歯車」(H. Böll)としての自己認識から1969年に組織されたのが、「ドイツ作家同盟」(Verband deutscher Schriftsteller)である。この同盟は、会員の政治的・美的の立場の違いや作家としての知名度の差を越えて、肥大化する文化産業の圧力から作家としての職業上の利害を擁護しようとした点で、明らかに労働組合を模している。職業上の利害を

守るための具体的な活動として「ドイツ作家同盟」は、作家の置かれた状況に関するアンケート調査を実施したり、作家のための社会保険制度導入、著作権法改正、出版社や放送局との契約モデルの確立、売上税の免除などを要求していった。

話が後先になったが、作家サイドによるこうした「自助努力」が連邦議会の動議に先行していたことは、その後の文化政策の展開を理解するうえで非常に重要である。一口に公的文学振興といっても、どの領域（＝振興対象、すなわち作家、出版社、読者、図書館や文学館等の施設、イベント）に対して、どのような形態（＝振興手段、すなわち経済的援助、制度面の整備、活動空間や施設の提供、人的援助）の振興策を行うかによってそのありかたは様々だが、この時期、連邦議会レベルにおいて、作家の社会的・経済的状況の改善が最優先課題とみなされたことによって、国家による文化振興は、対外的に重要な機関、文化財、特定地域に限定されない文化施設といった、それまで振興対象とされてきた枠組を明らかに一步踏み越えることになったからである。これは振興対象を新たに一つ増やすといった単純なことではなく、国家が文化を作り出す領域に、しかも直接関与するということを、さらにそのような関与を正当化するような、従来とは別の根拠が必要になることを意味するのである。

その正当化の根拠として連邦政府や連邦議会に受け入れられたのが、文化政策を広い意味での「社会政策」(Sozialpolitik)と捉える見方であり、例えば当時のシュミット首相も「文化－社会政策(Kultur-Sozialpolitik)こそが連邦議会の使命である」¹⁵⁾とまで言い切っている。噛み砕いて云えば、芸術文化の生産に携わる者を支援すると同時に、それを一般市民にも享受しやすくなるのが文化政策の義務である、という考え方と言えるだろうか。同時にこの認識は、基本法第20条1項の「ドイツ連邦共和国は、民主的かつ社会的な連邦国家である」という条文を敷衍した解釈でもあるが、その背景にあった要因として忘れてならないのが「文化概念の拡大」である。奇蹟の経済復興を達成した国内では、平均就労時間の短縮化や生活レベルの向上に伴い、余暇時間が増えただけでなく、そのありかたも多様化した。多くの市町村に置かれた市民大学(Volkshochschule)が国民の多様な文化的欲求に応えるべく、芸術、文化、スポーツに関する幅広い種類の講座を開講した例が如実に示すように、「万人のための文化」(Kultur für alle)、「万人による文化」(Kultur von allen)，或は「文化と日常、芸術と生活世界のあいだの垣根の撤廃」¹⁶⁾が文化政策の課題と見なされるようになった。文学の領域について

も、文化産業の発展や学生紛争の煽りを受けて、教養市民層の理想に培われてきた文学の自律性や既存の文学規範に対する疑念が決定的なものとなっていた。社会の各方面で顕在化してきた、こうした文化概念の拡大が文化政策の見直しへと押し上げる重要な要因になったことは、政府のイニシアティヴによる前述の調査で、音楽、美術、文学、舞台芸術といった伝統的な部門だけではなく、美術工芸、デザイン、建築、映画、写真、テレビ、娯楽芸術等の部門も対象とされている点にも反映されている。

但し、この社会政策という正当性の根拠は、あくまでも基本法が謳っている「文化高権」や「芸術の自由」と整合性をもつものでなければならない。この問題に関して、1974年5月5日の連邦憲法裁判所は、「芸術の自由」には「自由権的側面」だけでなく「社会権的側面」も含まれるという判決を下すことで決着をつけている。つまり、こういうことだ。「芸術の自由」における「自由」には、国家の干渉や規制を受けないで芸術活動に参加するという意味での「自由」(=自由権的側面)と、芸術活動への自由な参加を可能にするには国家による積極的な支援が必要であるという意味での「自由」(=社会権的側面)が本来備わっているが、ヴァイマル憲法には盛り込まれていた、国家による芸術の「保護」「奨励」の文言をナチスによる文化統制の教訓から削除した連邦基本法においては、自由権的側面をもって「芸術の自由」とする解釈が一般的であった。こうした解釈が、これまで見てきたような社会情勢の変化を受けて、社会権的側面へ、すなわち、国家は芸術の自由を保障するためにこれを振興すべきであるという認識へと、解釈の重心が移ってきたのである。

また、これと関連して「文化高権」の解釈についても変化が見られた。といっても、問題は、文化高権そのものではなく、この法概念が導き出された論理の展開にある。本来、文化高権は「文化に関する規定が連邦の専属的立法権、連邦と州の競合的立法権のいずれにも属さない」¹⁷⁾という点をもって導き出されたものであるという。つまり、連邦の関与を二重に消去した結果として、文化に関する権限が州に保障されたわけで、積極的な根拠付けの末に出てきたものではない。これを逆手にとれば、州(や市町村)が実際に担うべき役割や領域については、文化高権では何ら特定されているわけではないし、連邦政府についても、権限はないにしても、文化に関与すること自体は文化高権への侵犯にはならない、という解釈が成り立つ。そしてこのような解釈によって、文化高権は「芸術の自由」における社会的側面との矛盾も回避することができる事になる。

強引に過ぎるきらいは確かにある。しかし、ともかくも基本法のなかに狭隘な解釈上の間隙を何とか見出すことによって、連邦政府が「文化高権」と「芸術の自由」のいずれにも抵触することなく、国家による積極的な文化振興を推し進める方向へ文化政策を転換させたことは事実であり、以後の文化政策が「新文化政策」(Neue Kulturpolitik)と呼ばれる所以である。

70年代の前半が、主として問題の所在、ならびに職業芸術家(作家)が置かれた社会的・経済的状況の把握に費やされたとすれば、70年代後半は、連邦政府としてどのような振興措置が可能なのかという観点に立った情報収集と模索の時期に当るだろう。連邦政府は、既に挙げた75年の報告書を受けて、『芸術家および著述家の職業的・社会的状況の改善に向けて』(1976)¹⁸⁾や『ドイツ連邦共和国における、文化賞並びに芸術家個人に対する支援の総覧』(1978)¹⁹⁾を出しているが、文学振興を個別に扱った調査はこれより数年遅れ、80年になって漸く、内務省の委託により「文化研究センター」(Zentrum für Kulturforschung)が『文学振興に関する国際比較』²⁰⁾を作成した。同書は、各国が取り組んでいる種々の文学振興策を紹介する一方で、国内の「遅れた」現状を指摘すると同時に、改善のための様々な具体案やその実現可能性を提示している。その際、振興の主体が特に連邦政府に限定されておらず、州や市町村が取り組むべき措置も含めて、振興対象の範囲を、作家個人、文学市場、文学の普及、法的整備の四つの領域に分けている点が特徴である。

このうち、作家個人に対する振興策として挙げられているのは、①顕彰活動、②後進作家の育成・作家養成、③旅行・休暇への補助、④住居の一時提供、⑤創作奨励金制度、⑥最低収入保証制度、⑦物的援助、⑧作家の相互交流、⑨研修活動、⑩創作コンクール、⑪翻訳家への助成、⑫高齢者作家への援助、の12項目である。

繰り返しになるが、同書はここに挙げた全ての措置がドイツに必要だとか、可能だと主張しているわけではない。また、これらの中には、当時既に導入されていたものも含まれている。だが、少なくとも連邦政府や自治体がその後どの領域を重点的に振興すべきかについて一定の指針を与えた点で、この調査は評価に値する。

実際、80年代には様々な文学振興の施策が(一部はモデルケースとして)導入されたが、特に作家個人に対する公的振興策を見渡してみると、そこには少なくとも三つの柱が基本理念としてあったように思われる。

まず第一に、作家の活動領域を開拓・拡大しようとする試み。といっても文化産業ではなく、地域に密着した公的な場への進出である。市町村や州が

作家を一定期間住居と生活費を提供する制度 (Stadtschreiber) や、地域の作家の活動拠点としてのリテラトゥア・ビュロー (Literaturbüro) の建設、更には公立図書館における朗読会 (Lesung) などがこれに属する。これらの措置は、作家と地域社会との距離を縮めると同時に収入源にもなる。第二に、作家の社会的地位や経済状況を改善するための制度づくり。特に次節で述べる社会保険法の整備を指す。そして第三に、後進の育成をめざす文学賞のありかた。すなわち、すぐれた「結果」に対する報奨であった既存の文学賞に対するアルタナティーフとしての、「創作プロセス」を重視する奨励金制度の普及である。

こうして見ると、ドイツの公的文学振興が「新文化政策」において掲げていた目標が浮かび上がってくる。すなわち、この三つの柱に共通する、「作家の職業的自立を側面から支援する」という目標である。

3. 作家に対する公的文学振興策

80年代に入って多様化した公的文学振興策のうち、ここでは特に職業作家、およびこれをめざす作家を対象とする重要な施策を幾つか紹介したい。すなわち、連邦政府レベルにおける「芸術家社会保険法」と「ドイツ文学基金」、そして州や市町村レベルでの振興措置である、「リテラトゥア・ビュロー」、創作奨励金・奨励賞である。

3. 1. 連邦政府による施策

3. 1. 1. 「芸術家社会保険法」 (Künstlersozialversicherungsgesetz)

ドイツでは、長期の雇用関係をもつオーケストラの団員等の法的地位は「労働者」とされ、一般労働者と同じ社会保険制度の保護下に置かれているのに対し、「フリーの芸術家」は、「人的従属性」（労働遂行に当たって命令・服従の権力関係に服する）と「経済的従属性」（他人に使用されるほか生計を営めない状態）という、「労働者」の法的地位に必要な要件をともに満たさないという理由から、むしろ「自営（自由）業者」と看做されてきた。しかし、彼らの複雑かつ不安定な雇用関係を吟味すれば、この扱いが不適切なものであることは容易に理解できる。第一に、彼らが顧客と直接取引するのは稀で、その顧客も一定しない。第二に、彼らの仕事は、時間的には一般労働者ほど拘束されないが、相手の一方的に決定する場所、仕事内容に従って労働力を提供せねばならないうえ、本人の代替も利かない。更に彼らは、依頼者（劇場・放送局・出版社等）が支給する報酬によって生業を営む点では一般の労

働者に類似するが、自身の仕事を自由に決定・選択する点では、また場合によつては、依頼人に従属的ではなく自主的に活動する点では、自営業者に近いと言える。

このように、フリーの芸術家の活動条件の特殊性を認めたうえで、新たな法的地位として「芸術家」を独立させ、その社会的地位の向上と経済的安定に資する制度として成立したのが「芸術家社会保険法」²¹⁾である。この法は、社会保険のなかで特に重要な、年金保険と疾病保険への加入をフリーの芸術家に義務づけたもの（但し、災害保険や失業保険の適用はない）で、そのための資金は、被保険者たる芸術家の保険料（50%）以外に、芸術家（の仕事）を商品として市場に出す事業者による芸術家社会保険分担金（25%）、並びに政府の連邦補助金（25%）によって共同で賄われているのが特徴である。とりわけ、運用の実践から見た場合、劇場、オーケストラ、美術館など、本来営利追及を目的としない公法人も芸術家社会保険分担金を課されていることから、芸術家の使用による利益の代償として分担金が課されるというより、芸術家の保護・育成のために芸術に関わる事業者が社会全体で（営利・非営利を問わず）社会保険料を負担するという観点に立ったものと考えてよいだろう。

なお同法の「実施規則」は、対象となる芸術家の範囲を、表現、美術、音楽、舞台芸術の四分野に分類したうえ、その各分野に属する領域を更に詳細かつ具体的に列挙している。このうち「表現」には、ジャーナリスト、原稿編集者、翻訳者等を含む最広義の著述家が含まれ、作家や詩人、脚本家、批評家の正確な数は残念ながら不明である。このカテゴリーに属する加入者は、施行された1983年には2,561名だったが、その後着実に増加し、1991年には9,794名を数えている。また、被保険者全体に占める割合は20%前後ではほぼ一定している²²⁾。

3. 1. 2. 「ドイツ文学基金」Deutscher Literaturfonds e.V.

従来連邦政府は、国全体の利害を代表する文学関連施設の運営に重点を置いた財政援助をしてきたが、ビュヒナー賞など一部の顕彰事業を例外とすれば、作家個人に対する助成という形での文学振興策は行ってこなかった。これに初めて着手したのが、80年に設立された「ドイツ文学基金」(Deutscher Literaturfonds e.V.)である（本部は Darmstadt）。先の『文学振興に関する国際比較』も同じ年に出ているが、本来この調査は、設立を目前に控えた「ドイツ文学基金」が担うべき課題を明らかに念頭に置いて作成されたもの

である。その意味でこれは当初から文学振興の新しいモデルとして導入されたものと言える。

同基金は、利害は必ずしも一致しないが、文学に直接関わる4つの分野（書籍業、図書館、作家組織、著作権協会）の7団体（ドイツ書籍業組合、言語および文学のためのドイツアカデミー、ドイツ図書館連盟、自由ドイツ作家連盟、ドイツ作家同盟内のドイツ作家文化部会、PENドイツ連邦共和国中央支部、著作権保護協会ヴォルト）によって構成、かつ共同運営される公益法人で、年間約110万マルクの予算が連邦内務省から出ている²³⁾。同基金は「今日のすぐれたドイツ文学の振興」を目標課題としており、その振興対象は、作家個人、および文学の媒介・普及の二つの部門からなる。前者には、創作のための奨励金、超地域的な作家集会や研修プログラムに参加するための出張費が含まれ、後者に属するものとしては、出版、翻訳、学術誌を除く定期刊行物、シンポジウム、今日のドイツ文学への関心を高める事業、社会における作家の活動領域の開拓につながるプロジェクト、文学環境に関する調査などがあるが、特定地域に限定されないものであることが条件となる。このように「ドイツ文学基金」は、文学の生産過程だけではなく、受容や媒介を含めた国内の文学環境全般の諸条件を改善することによって文学の活性化を目指し、そのための助成金を支給する機関である。

なお、支給手続きはおよそ以下の通りである。助成金の支給は、希望者が提出した申請書を、前述の7団体の代表に内務省の担当官2名を加えた管理事務局（Kuratorium）が年2回審査することになっている。特に創作奨励金を申請する作家に関しては、執筆言語がドイツ語に限定されているほかは国籍も年齢も問われないが、奨励金を得た場合に創作することになる作品のスケッチもしくは概要、並びに申請理由と希望支給額・期間、既発表作品を申請時に明記する義務がある。

ところで、過去の支給実績を見ると、助成対象には明らかな偏りが認められる。81年から92年までに申請のあった5,202件のうち支給が認められたのは10.3%（年平均約50件）であるが、その76.3%までを作家個人に対する創作奨励金が占め、もう一つの部門である、文学の普及に関連する種々のプロジェクトや出版費に対する補助金の支給は全体の4分の1以下に過ぎない²⁴⁾。「ドイツ文学基金」が何よりもまず作家個人に対する創作奨励金の支給に力を入れていることがこの数字から読み取れる。

「ドイツ文学基金」は作家に対する全国的な助成機関としては確かに最大であるが、文学振興全体から見れば同基金の助成総額はやはり微々たるもの

と言わざるを得ない。また、支給を受けた作家の顔ぶれを見ても、既に作家としての地位を確立した者が多く含まれており、基金は必ずしも若手作家の養成に努めているという訳ではない。それでも、創作奨励金制度を導入している地方自治体は多いが、州による格差が大きかったり、応募者を特定地域在住者に限定しているところも少なくないといった事情を考えると、「ドイツ文学基金」の果たしている役割には無視できないものがある。

(以下次号)

[註] *参考文献については次号にまとめて掲載する。

- 1) Societäts-Verlag: "Zeitschrift Deutschland", (日本語版) No.4, 8/96, 54 頁
- 2) (株)電通総研:『我が国の文化の動向に関する調査 調査報告書』1993, 201-209 頁。および、伊藤裕夫:「芸術文化振興に対する、芸術家と享受者の意識の差について—「我が国の文化動向に関する調査より」ー」,『文化経済学会論文集』第2号, 1996, 131-134 頁。
- 3) 同じ傾向は、筆者の属する研究グループが札幌圏で行なった、主に作家を生業としない文筆家を対象にした調査でも確認された。調査結果の一部は、1995年日本独文学会秋季研究発表会のシンポジウム「経験的文学研究の理論と実践—札幌圏における文学活動の現状をまじえて」において報告(共同発表)した。なお報告書は、北海道大学ドイツ語学・文学研究会「独語獨文科研究年報」第23号(1996)に掲載。
- 4) Fohrbeck, K./Wiesand, A.: Von der Industriegesellschaft zur Kulturgesellschaft? München 1989, S.117
- 5) (財)東京都文化振興会:『海外などにおける文化振興策に関する実態調査報告書』1993, S.19-21. 但し、公的文化支出の算出は、種々の項目に分散している実際の支出のどこまでを「文化」ないし「文学」としてカウントするかという、定義に直接関わる問題を含む(自治体の独立性が高いドイツでは特にこれが言える)ため、技術的に非常に難しい。また、そもそも公的支出は文化・文学振興の質に単純に還元できるものでもない。したがってその扱いには慎重を要する。数量的調査の問題点については以下を参照。
河島伸子:「文化政策の国際比較:研究の現状と今後の課題」,『文化経済学会論文集』第2号(1996) 47-52頁。
- 6) Vogel, Hartmut: Literatur- und Autorenförderung des Bundes – Autorenförderung in der Bundesrepublik Deutschland. In: Sprache im Technischen Zeitalter. 28 (1990) Dez. S.289
- 7) ドイツの文化政策の展開に関する記述は特に以下の文献に依った。小林真理:「ドイ

ツにおける<文化国家>概念の展開」、『文化経済学会論文集』第2号、1996、41-45頁。

- 8) 同州の憲法第18条1項には次のような規定がある。「文化・芸術・学問は州及び市町村によって振興される」。小林（1996）43頁参照。
- 9) 前掲箇所。
- 10) Fohrbeck, K./Wiesand, A. J. (1989), S.8.
- 11) ebd.
- 12) Fohrbeck, K./Wiesand, A. J.: *Der Autorenreport*. Reinbek, 1972.
なお、政府が委託したものではないが、市場としては同じドイツ語圏内にあるオーストリアでも作家の実態調査がこの時期に出ている。
Kudrnofsky, Wolfgang: *Zur Lage des Österreichischen Schriftstellers*. Wien, 1973.
- 13) Fohrbeck, K./Wiesand, A. J.: *Der Künstler-Report*. München, 1975.
- 14) Fohrbeck, K./Wiesand, A. J. (1972), S.172
- 15) Schmidt, Helmut: Verbesserung der sozialen Lage der Künstler. In: *Zeitschrift für Sozialreform*. 1976, Heft 2, S.120 ここで小林真理：「芸術家の『社会的地位』とドイツ芸術家社会保険法」、『早稲田政治公法研究』43（1993），233頁。
- 16) Wagner, Bernd: *Zwanzig Jahre neue Kulturpolitik*. In: *Kulturpolitische Mitteilungen*, Nr.61/62, 1993, S.9-16
- 17) 小林（1996），42頁。
- 18) BMI (Hg.): Verbesserung der beruflichen sozialen Lage der Künstler und Publizisten. Bonn, 1976.
- 19) Fohrbeck, K./Wiesand, A. J.: *Handbuch der Kulturpreise und der individuellen Künstlerförderung in der Bundesrepublik Deutschland*. Köln, 1978.
- 20) Wiesand, A. J.: *Literaturförderung im internationalen Vergleich*. Köln, 1980.
- 21) 正式名称は「芸術家および著述家のための社会保険に関する法律」(Gesetz über die Sozialversicherung der Künstler und Publizisten)。なお、同法についての詳細は小林（1993）を参照。
- 22) 前掲書，245頁。
- 23) Baumann, Stefanie: *Literaturförderung im kulturpolitischen Kontext*. Lüneburg, 1995, S.20. また同基金の規約については Wiesand, A. J. (Hg.): *Handbuch der Kulturpreise 1986-94*. Bonn, 1994, S.489 ff を参照。
- 24) Baumann, S.21